

エルタックスを御利用中の税理士様へ重要なお知らせ
平成27年4月より全法人への申告書の送付を再開します。

千葉県（平成27年4月）

本県では、エルタックスの推進及び行政経費の観点から、エルタックスを御利用している法人様への申告書等の送付を、平成26年2月発送分より行っておりませんでした。その後、送付を御希望される法人様があったこと、また以下のとおり平成26年度税制改正において、予定申告の税額の計算に経過措置が設けられ、納付額の算定の基礎となる月数が通常年度と異なることを広く周知する必要があると考え、平成27年4月より、エルタックスを御利用している法人様への申告書の送付を再開することといたしました。

エルタックスを御利用している税理士様におかれましては、引き続き、本県の税務行政に御理解と御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

※平成26年度税制改正の経過措置

法人県民税法人税割、法人事業税、地方法人特別税の税率が改正されることに伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額に限り、経過措置が設けられています。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額× <u>3.8</u> ÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）÷前事業年度の月数× <u>7.5</u>
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数× <u>4.0</u>

（参考）上記以外（平年度）の場合

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額× <u>6</u> ÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）÷前事業年度の月数× <u>6</u>
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数× <u>6</u>

※法人県民税法人税割、法人事業税、地方法人特別税の税率につきましては裏面を御覧ください。

(参考) 法人県民税法人税割、法人事業税、地方法人特別税の税率について

平成26年度の税制改正において、「法人県民税の税率引き下げ及び一部国税化」と「法人事業税の税率引き上げ及び地方法人特別税の税率引き下げ」が行われ、税率が以下のとおり変更されます。

なお、改定後の税率はいずれも、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

1. 法人県民税（法人税割）

改正前 (H26. 9. 30 以前開始)		改正後 (H26. 10. 1 以後開始)	
【税率A】	【税率B】	【税率A】	【税率B】
5.8%	5.0%	4.0%	3.2%

【税率A】…下記①又は②に該当する法人

①資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人、法人課税信託に係る受託法人

②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人(他の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、関係都道府県に分割される前の額。法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)

【税率B】…【税率A】に該当しない法人

2. 法人事業税（所得割・収入割）

法人の種類		改正前	改正後	
所得割	普通法人 【外形標準課税法人、特別法人以外の法人】	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%
		所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%
		軽減税率不適用法人の所得（※）	5.3%	6.7%
	外形標準課税法人 【資本金の額（又は出資金の額）1億円超の法人】	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%
		軽減税率不適用法人の所得（※）	2.9%	4.3%
	特別法人 【医療法人、協同組合等】	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%
		軽減税率不適用法人の所得（※）	3.6%	4.6%
	収入割	電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.7%	0.9%

(※) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得

3. 地方法人特別税

課税標準	改正前	改正後
外形標準課税法人の法人事業税所得割額	148%	67.4%
外形標準課税法人以外の法人事業税所得割額及び収入金額課税法人の法人事業税収入割額	81%	43.2%